

# 八重瀬町新型コロナウイルス感染症の影響による 下水道使用料支払猶予取扱基準

令和2年5月1日

## 1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している等、一時的に下水道使用料などの支払が困難となった方。

(対象例)

○個人：給与の減少、解雇、離職、勤務日数の減、その他

(証明資料：給与明細。離職票、貸付金決定通知等)

○事業所：業績の減収、倒産、従業員の感染休業、国県等融資認定、その他

(証明資料：業績資料、出勤簿、融資認定通知書等)

※証明資料がなくても、聞き取り等により猶予対象とすることも可能です。

## 2 支払猶予の内容

○農業集落排水下水道使用料、漁業集落排水下水道使用料

○支払猶予申請書を提出し、承認を受けた方で最大3ヶ月分を対象に、納付期限を4ヶ月間猶予する。

※減免措置は行わない。

## 3 支払猶予対象月及び猶予期間

(1) 3月検針 4月請求分 4/15納付期限 ⇒ 4ヶ月猶予 ⇒ 納付期限8/17

(2) 4月検針 5月請求分 5/15納付期限 ⇒ 4ヶ月猶予 ⇒ 納付期限9/15

(3) 5月検針 6月請求分 6/15納付期限 ⇒ 4ヶ月猶予 ⇒ 納付期限10/15

※4月請求分を既に納付済みの場合は、7月請求分を対象とする。

(4) 6月検針 7月請求分 7/15納付期限 ⇒ 4ヶ月猶予 ⇒ 納付期限11/16

## 4 誓約事項

申請者は、自身の責任で虚偽なく申請するものとし、誓約に反する場合には、いかなる法的措置を受けても異議申立てしないことを了承した上で申請者欄に署名すること。

## 5 申請・受付開始日

開始日：令和2年5月1日(金)～

時間：午前8時30分～午後5時15分まで

(※土日、祝祭日、慰霊の日を除く)

## 6 支払猶予の注意点と納付方法

支払猶予の対象月以外は、通常の支払期限となります。また、支払猶予の対象月の使用料については、猶予期限の納付書を送付致しますので、お近くの金融機関等でお支払い下さい。口座振替では2ヶ月分をまとめて振替えできませんのでご了承ください。

## 7 提出書類・申請方法

※「八重瀬町新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料支払猶予申請書」を窓口または、郵送にて提出。

※ 納付期限から1ヶ月以内に申請が必要です。

※ 4月請求分(4月15日納付期限)は5月末まで申請を受付けます。

※ 申請書の様式は八重瀬町ホームページからダウンロードできます。

## 8 提出先

### 【八重瀬町役場】

〒901-0492

八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町役場土木建設課 下水道係

TEL 098-998-1123

FAX 098-998-0170

※南部水道企業団でも受付けしております。

### 【南部水道企業団】

TEL 098-998-2151

FAX 098-998-2049

## 9 今後の支払猶予期間等について

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により適宜判断する。